

令和6年度島根県一般会計補正予算（第3号）、島根県中小企業制度融資等特別会計補正予算（第1号）の知事専決処分について

令和6年7月30日
総務部財政課

1 補正予算の趣旨

令和6年7月9日からの大雨による被害への対策を講じる必要から、地方自治法第179条第1項に基づき知事専決処分により補正予算を措置した。

2 専決処分日 令和6年7月30日（火）

3 補正予算の内容

(1) 一般会計

① 補正予算額 37,940 千円
(補正後の一般会計予算額 462,151,276 千円)

② 内訳

[歳出予算]

・ 被災者等への支援	35,979 千円
・ その他	1,961 千円
合 計	37,940 千円

[歳入予算]

・ 繰越金	37,940 千円
合 計	37,940 千円

(2) 中小企業制度融資等特別会計

① 補正予算額 10,479 千円
(補正後の中小企業制度融資等特別会計予算額 42,726,993 千円)

② 内訳

[歳出予算]

・ 中小企業制度融資利子補給金 10,479 千円

[歳入予算]

・ 一般会計繰入金 10,479 千円

[債務負担行為]

・ 中小企業制度融資利子補給金 76,000 千円

・ 中小企業制度融資保証料補給金 95,250 千円

補 正 項 目

(単位：千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課																						
1	被災者生活再建支援事業	12,700	被災世帯に住宅の補修等に係る支援金を支給した市町村に対し、当該支援金の一部を支援	防 災 部 [防災危機管理課]																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象被災世帯</th> <th style="width: 15%;">損害基準判定</th> <th style="width: 15%;">対象世帯への最大支援額</th> <th style="width: 55%;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">全壊</td> <td style="text-align: center;">50%以上</td> <td style="text-align: center;">300万円</td> <td rowspan="2">[国制度に該当する場合] 被災者生活再建支援法人より支援金支給 (市町村負担無し)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大規模半壊</td> <td style="text-align: center;">40%以上 50%未満</td> <td style="text-align: center;">250万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中規模半壊</td> <td style="text-align: center;">30%以上 40%未満</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td>[国制度に該当しない場合（県単独制度を適用）] 県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10 (中規模半壊は実費の範囲内)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">半壊</td> <td style="text-align: center;">20%以上 30%未満</td> <td style="text-align: center;">100万円 (実費の範囲内)</td> <td rowspan="2">県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">準半壊</td> <td style="text-align: center;">10%以上 20%未満</td> <td style="text-align: center;">40万円 (実費の範囲内)</td> </tr> </tbody> </table>					対象被災世帯	損害基準判定	対象世帯への最大支援額	負担割合	全壊	50%以上	300万円	[国制度に該当する場合] 被災者生活再建支援法人より支援金支給 (市町村負担無し)	大規模半壊	40%以上 50%未満	250万円	中規模半壊	30%以上 40%未満	100万円	[国制度に該当しない場合（県単独制度を適用）] 県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10 (中規模半壊は実費の範囲内)	半壊	20%以上 30%未満	100万円 (実費の範囲内)	県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10	準半壊	10%以上 20%未満	40万円 (実費の範囲内)
対象被災世帯	損害基準判定	対象世帯への最大支援額	負担割合																							
全壊	50%以上	300万円	[国制度に該当する場合] 被災者生活再建支援法人より支援金支給 (市町村負担無し)																							
大規模半壊	40%以上 50%未満	250万円																								
中規模半壊	30%以上 40%未満	100万円	[国制度に該当しない場合（県単独制度を適用）] 県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10 (中規模半壊は実費の範囲内)																							
半壊	20%以上 30%未満	100万円 (実費の範囲内)	県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10																							
準半壊	10%以上 20%未満	40万円 (実費の範囲内)																								
<p>※単身世帯の支援額は上記の額に3/4を乗じて得た額</p> <p>※被災者生活再建支援法人からの支援金の財源は、国1/2、基金（全都道府県からの拠出金）1/2</p> <p>※全市町村負担4/10の財源は、公益財団法人島根県市町村振興協会の助成金を充当</p>																										
2	被災者生活再建臨時支援事業	2,800	<p>「令和3年7月6日からの大雨」、「令和3年台風第9号」又は「令和5年7月8日からの大雨」で被災した世帯が、「令和6年7月9日からの大雨」で再度被災した場合、生活再建に必要な経費を臨時的に支援</p> <p>[対象経費] 生活再建に必要な家電(テレビ、冷蔵庫等)や家具等の購入又は修理費</p>	防 災 部 [防災危機管理課]																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象被災世帯</th> <th style="width: 15%;">損害基準判定</th> <th style="width: 15%;">対象世帯への最大支援額</th> <th style="width: 55%;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">全壊</td> <td style="text-align: center;">50%以上</td> <td style="text-align: center;">60万円</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">県10/10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大規模半壊</td> <td style="text-align: center;">40%以上 50%未満</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中規模半壊</td> <td style="text-align: center;">30%以上 40%未満</td> <td style="text-align: center;">20万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">半壊</td> <td style="text-align: center;">20%以上 30%未満</td> <td style="text-align: center;">20万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">準半壊</td> <td style="text-align: center;">10%以上 20%未満</td> <td style="text-align: center;">8万円</td> </tr> </tbody> </table>					対象被災世帯	損害基準判定	対象世帯への最大支援額	負担割合	全壊	50%以上	60万円	県10/10	大規模半壊	40%以上 50%未満	50万円	中規模半壊	30%以上 40%未満	20万円	半壊	20%以上 30%未満	20万円	準半壊	10%以上 20%未満	8万円		
対象被災世帯	損害基準判定	対象世帯への最大支援額	負担割合																							
全壊	50%以上	60万円	県10/10																							
大規模半壊	40%以上 50%未満	50万円																								
中規模半壊	30%以上 40%未満	20万円																								
半壊	20%以上 30%未満	20万円																								
準半壊	10%以上 20%未満	8万円																								
<p>※支援額は実費の範囲内</p> <p>※単身世帯の支援額は上記の額に3/4を乗じて得た額</p> <p>※被災した世帯に対しては、市町村を経由して支援</p>																										

(単位：千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課
3	大雨災害対策特別資金	10,479	<p>大雨により被害や影響を受けた中小企業者等が復旧等に必要な資金を借り入れた場合に、当初3年間は融資利率と保証料率が0%となるよう金融機関等に対する利子補給等を実施</p> <p>[融資枠] 20億円 [資金使途] 設備資金、運転資金 [融資限度額] 1億2,000万円 [融資利率] ・当初3年間 0% ・4年目以降 1.25% (責任共有) 1.10% (責任共有外) [保証料率] ・当初3年間 0% ・4年目以降 0.4~1.05% (責任共有) 0.4~1.20% (責任共有外)</p>	商工労働部 [中小企業課]
4	被災地域における事業継続緊急支援事業	10,000	<p>被災地域における生活機能やサービスの提供、雇用の維持を図るため、大雨により被害を受けた中小企業者等の事業継続に要する経費を市町村とともに支援</p> <p>[実施主体] 市町村 [対象業種] 地域に欠かせない生活機能やサービスの提供、雇用の維持に不可欠なものとして市町村が必要と判断する業種 [対象経費] 施設設備改修費、備品購入費等 [県助成上限額] 100万円 [負担割合] 県 1/3・市町村 1/3・事業者 1/3</p>	商工労働部 [中小企業課]
5	大雨災害に関する情報提供事業	1,961	<p>大雨被害に対する県の支援制度等を周知するため、県民向けに広報を実施</p>	政策企画局 [広聴広報課]